

322

特254

974

350

370

天皇の御本質に就て謹話

(以  
騰印  
寫刷)

秘



始



天皇の御本質(第一)

大日本帝國は天皇國なり 天皇を以て國の體となす。天皇それ御自身が國の體である。主體であると同時に全體であらせらる。故に天皇を除けば國もなく體もない天皇即國體、國體即天皇である。主觀すれば國民、客觀すれば國家、これを全觀すれば天皇である。かゝる全體者であらせらるゝから他國の君主のやうに人民と相對的のものにあらずして、如何なる場合にも絶對の御立場にあらせらる故に、皇室には始めから氏もなければ姓もない、對立するものがないから其の必要がないのである。

天皇絶對に渡らせらるゝことは今更申すまでもなく、歴史の事實も傳統も明瞭であるから、憲法も其の通りに欽定せられ統治權は天皇御一人にありて其の他は皇后も皇太子も皆被統治者であらせらる。

然るに今日實際世に行はるゝことは、天皇絶對を否認したる事實頗る多し、其の一二の例を申せば、御眞影の御下賜は兩陛下として對立的にあらせらる、我が歴史の傳統精神によれば、天皇と皇后とは高御座と御帳臺の如く高御座は中正なるに對して、御帳臺は左傍にあり。決して對立的にあらず、絶對にあらせらるべき 天皇を對立的に御取扱申上ぐるは西洋風の思想である。



又帝室の御財産と稱して人民と對立的に財産を管理せらるゝは如何。  
 普天の下率士の濱、天皇の土地人民にあらざるものなし、此の絶對的天皇精神を解せざるが爲に、外國の君主が人民と對立的に私有財産を有するを模範として、かゝる制度を設けられたるものであらうが、絶對の天皇の御精神に戻ることは申すまでもあるまい。

### 天皇の御本質(第二)

以上述べたる如く、天皇は國民、領土、財産、内閣議會は云ふまでもなく、物質も精神もあらゆるものを總合統一し給へるものにして、其の中心であると同時に全體であらせらる、故に唯一不二の絶對と申すのである。

『天皇に父母なく妻子なし』又『私なし』一度高御座にまして御位につき給へば御父母といへども、御子としては御取扱にならぬ例である。  
 恐れながら明治天皇にはかゝる事柄を悉く御體顯あらせられた。

明治二十二年憲法發布の當時伊藤博文公總理大臣として御前に拜伏して、皇后陛下と御同列にて上野に御幸あらせられんことを奏上し奉る、然るに陛下には嚴肅に宣らせ給はく、『朕は天津日嗣の天皇である皇后と同車して宜しきか』と伊藤公にたゞさせ給ふ、公恐懼惜く所を知らず謹みて『恐れ多くも此度皇祖皇宗の大御心に依つて千古不磨の憲法を御欽定遊ばされ國民全體は歓迎祝賀申し上げたく國民全體としての御願出に候ふ』と奏上し奉る、陛下には『左様か國民全體の意志とあらば同乗して幸すべし』と仰せられたりと拜承し奉る。

又明治天皇の大御代に佐々木高行卿には内親王御教育主任を仰せ付けられ至誠恪勤奉仕したることは何人も知る所であるが、或る日兩内親王の御供をして參内し、陛下に拜謁して伏奏し『恐れながら内親王様がたにおかせられては御父君より賜はる御言葉を此の上もなく御嬉しく御親しみ遊ばされ、高輪御殿に御さがりましたる後も其の御言葉を幾度となく繰り返し遊ばさるゝことは傍にて拜するも御いたはしく存じ上げ奉る、されば今少しく御親密なる御言葉を賜はるやう謹んで御願ひ申し上げ奉る』と申上げられたれば、陛下には稍々しばし佐々木卿を見つめ給ひ、さて仰せらるゝやう『佐々木それは何と云ふ事であるか、凡そ世の中にあるもの禽獸すら猶且子を愛す、況んや人として子を愛せざるものはなかるべし然れども朕は天津日嗣の天皇である一國一家の天津日嗣の天皇としては、國家全體の親なるぞ此の子のみの親でない此の子にのみ朕の愛を注ぐことは叶はぬ身ぞ』と仰せられたれば佐々木卿は『誠に以て恐れ入つたる大御心何とも御詫びの申し上げやうも御座りませぬ』と感激恐懼拜伏退下したりと拜聞し奉る。

九重雲深し其の前後の御有様と大御詞とは固より微臣等の明に知る由はなけれども、かゝる御意味の大御詞のありたることは人も吾も漏れ承りて居る所である、是れ全く、明治天皇は唯一絶對にして父母もなく妻子もなく私なしと云ふ御心境を其のまゝ、御實顯遊ばされたのである、此の外御事蹟を拜しても御製を拜しても一々神倫にましましたることを窺ひ奉らる。

### 天皇の御本質(第三)

皇室典範に天皇崩御と同時に神璽渡御の御儀あり、皇太子殿下の踐祚ましますことになつて居る、其の間寸隙ないのである、是れまた天皇の唯一絶對であらせらるゝことを能く顯したる例證であらう、百行の中、孝より重きはなしと云

ふに普通の人情よりいへば先帝崩御皇太子は人生最も忍び難き悲哀の極に沈み給ふ時である、孝道よりいへば唯哀悼の情、心中に溢れたまひて前後左右何事も顧み給ふ餘裕なき御場合である、此の時に當りて、寸秒の暇もなく踐祚し給はねばならぬのであるから人情に齟齬することは勿論である、併し天皇に私なして二六時中いかなる事を遊ばしても皆悉く公事であつて一つも私的の御事はない、又宇宙萬有は如何なる場合も寸時も休止することはない、是れが宇宙自然の心であり、天照大御神の御心である、天皇の天業は此の自然と同様なるべきものであるから寸秒も空閒を許さないのである、殊に崩御遊ばす天皇は御息を伊吹き出して此の世を神去りますと同時に皇太子には御息を伊吸ひ遊ばされ

て御位に御即きになるのであるから此の間少しの間隙なき次第である。

抑々天津日嗣と申すことは日は靈にて天津靈嗣といふ意味である御代御代の皇孫の靈魂と靈魂との相嗣ぎて相續するの意味である言を換へて申せば御代御代の皇孫の御命と御命との相續きて斷絶することなく天壤無窮に心肉不二の靈魂相續にまします意味である。

世界各國東西古今を通じ、帝王大統領の即位、就任多しといへども斯くの如き用意周到なる御儀式の行はれ居る所は何處にありましようか、外國は悉く人爲的の即位又は就任である其の國一國の主權者としての即位就任に過ぎぬのである

我が國の天皇は獨り日本のみの天皇にあらず宇宙調和の天皇にまします、神人不二顯幽一體の天皇にまします。故に天壤無窮の天津日嗣の天皇でなくてはならないのである。外より掠奪して君臨する帝王では生命が乏しい、選出して推舉する大統領でも生命が弱いではないか。内外を顯はし、内外の同心一體たる天津日嗣の天皇でなくてはならない。又天壤無窮の天津日嗣としては斯くの如き崇高深遠なる、日嗣の御行事なくてはならない。呼吸相續するか故に生命あり。生命あるが故に呼吸相續するのである。強き生命ほど、其の呼吸相續し、強き呼吸相續するが故に其の生命は永久である。天津日嗣の間斷なき御相續は、則ち此の意味に外ならぬのである。而して踐祚の御儀あらせると同時に、皇祖皇宗の神靈が、天皇の玉體に宿り來り給ふのである。天津日嗣の天皇としてはかくあらねばならない。かくあらせらるゝから天照大御神の延長であると申すのである。否天照大御神そのまゝの御方であると申すのである。故に神人不二の現津神といひ、人としての人格化したる荒人神と申すのである。然るに現代は天皇を現津神といひ、荒人神といふは、單に形容詞であり、敬語であり、天皇をとて肉體を有せらるゝ上は人間であらせらるゝとして、神倫にますべき、天皇を人倫を以て律し奉り。天照大御神を規準と遊ばすべき天皇を側近大官の人々は自己を規準として、天皇を輔弼し奉る、これが大なる間違である。天皇を解し

奉らず 國體を知らずして輔弼の大任に當る、人體を知らずして醫師を業とするが如し、危険此の上なかるべし。而して天皇の規準と遊ばす 天照大御神は如何なる神にますか 此の御内容を窺ひ奉るには神嘗祭と大嘗祭との精神を説明せねばならぬが、それは此には省略する。

## 天皇神聖

『天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ』と憲法にも規定せらる、併し憲法にかくあるが爲に 天皇は神聖なるにあらずして事實神聖にして侵すべからざる歴史あるが爲に此の成文を見たのである。事實が前にあつて此の憲法を生んだのであることは今更申すまでもあるまい。憲法發布の時の明治天皇の御告文にも『皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず』と仰せられてある。恐れ多くも此の皇祖皇宗の遺訓たる統治の洪範は、三種の神器と三大神勅とに依りて初めて明瞭となる。統治の根本原理根本法理も其の遺訓洪範を究めて初めて會得せらるゝのである。然るに法律學者は各々勝手に理窟をつけて明治天皇の御告文に對し奉りても又傳統の歴史に對しても一切之を無視し、傍若無人の解釋をして居るは彼等は果して如何なる心であらう。

## ◆憲法學者の天皇神聖論

(憲法義解) 『天皇は天從維神至誠にして臣民群類の表にあり欽仰すべくして干犯すべからず』

天皇の眞精神を知ちざるが爲に幾分要領を得ざる嫌あれども別に害はない。

△清水澄博士

『神聖なる文字は法律上何等の意味なし』

一、天皇の特権

自然人としての天皇は普通人民と異ならざるが如きも、自然人たる天皇の侵害は延て統治者の尊嚴に關す故に憲法は種々の特権を賦與せり。

第一、不可侵權

憲法第三條『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』と是れ自然人としての天皇に對する規定なり。若し夫れ統治權の主體たる天皇に至りては權力の源泉なるにより如斯規定を俟たざるなり、而して本條神聖とは最善美完全無缺指示定義の加ふべきなきを意義し、殊に宗教的敬虔心より生ずる君主の尊嚴を意味す今此の規定より生ずる結果左の如し。

(一)天皇ハ皇位ヲ退クコトヲ強制セラル、コトナシ

(二)天皇ハ刑罰ヲ受クルコトナシ

『憲法が種々の特権を天皇に賦與する』とか『統治權の主體なる天皇に至りては權力の源泉』とか『神聖とは最善美完全無缺指示定義の加ふべきなきを意義し』など悉く天皇の根本原理を解せざる言語の行列と評するの外なし。

△上杉慎吉博士

神聖とは法律上の責任を負はないと云ふ意味である。

△美濃部達吉博士

神聖とは近世の各君主國の普く認むる原則なり。蓋し君主は國權の中心にして國家安危の繫かる所なり若し君主の地位にして不安ならば國家の安固は得て期すべからざればなり、天皇の神聖不可侵は法律上の意義に於ては二つの事を意味す一は何人も不敬を以て天皇を干犯すべからず云々

二は天皇はその總ての行爲に就て親ら其の責に任せざることは是なり。

△市村光惠博士

神聖の文字の意義に就ては議論分かる歐洲に於ては「キリスト教が盛になり羅馬法王の權力が強大となりし時代に於ては君主は法王側より神性を認定せられたものなり。

我が國に於ては天皇は天祖の直系として君臨せらるが故に同じく神性を帶ぶものといふことを得べきも憲法の用語を此くの如き宗教的又は論理的の思想に基きて解釋することは法律學の範圍を超過するものといはざるべからず。

◎以上諸博士の見解は明治天皇の『憲法發布』の御告文を無視し我が歴史の實際の事實を顧慮せず唯國家統治の方便上設けられたる條文のやうに思つてゐるといはねばならぬ。

天皇は現津神であらせられる、天皇神聖は決して單なる人爲的の法文ではない是れ全く日本民族の一貫せる精神であると論ずるものとは絶対に相容れない。彼等は我が歴史の事實を全然無視して特種の解釋を以て其の意義を限定しかゝる事が法律學者の特權であるやうに考へたり又天皇神聖觀念を憲法から除外しようとするが如き傾向あるは捨て置き難き所爲といはねばならぬ、かゝる連中

が教授となりて養育する學生が我が國體を破壊するものゝみなることは當然の結果といふべきである。

### ◇帝國議會に關する事

天皇の大權は絶對的至高至明である、國民の内一人でも其の處を得ざるものあれば皆朕の罪として責任感に終始し給ふのである、是れ即ち神の心境にして對立的人間の境地ではない、政府は天皇大權の發動機關であるから國務大臣たるものは至高至明にして絶對的でなければならぬ、對立的一黨一派に僻すべきものではない、故に政黨派に關係あるものにして國務大臣に任せられたる時は直に自己の關係ある政黨派を脱し、然る後に就任すべきである。今日の如き現狀にて政黨派に關係を有しながら國務大臣たることは實に大任の神聖を冒瀆し奉り國務大臣の本分に背反するものといふべきである。

彼等は議長に選ばれ副議長に推されても、先づ黨派を脱するではないか、彼等と雖も一黨一派に僻しては公平を保てぬとして黨派を脱するのである、議長や副議長でも猶且そうであるのに、天皇大權の發動機關である國務大臣が黨派に僻したものでよいか否か、考へて見ればすぐわかるであらう。

議會は國民に對せらるゝ至高至明なる、天皇の諮問機關である故に議員は公明正大であらねばならぬ、各員悉く國民全體の意志代表者であらねばならぬ、即

ち國民全體の意志を無私公平に完全無缺に此の至高至明の御諮問に奉答せねばならぬものである一部分者の意志を代表して一部分者の意志を拒否するやうな對立的偏頗的黨派的の私心私意を以て議會に臨むべきものでない。何事でも黨派を立つるものは必ず小人であるといふことは古今東西の通則である。其の小人の通則を以て我が神聖なる天皇國の政治に臨むは心得違ひの甚だしきものといはねばならぬ。

元來議員が院外に於て國政研究の爲、各種の機關を設けて各自の智識を増進し必要の資料を調査することは勿論至當の事であるけれども、今日の政黨のやうに一旦黨議を以てしたる以上黨員たるものは其の意志如何に拘らず是非とも盲從せざるべからざるが如きは實に不合理千萬のことにして唯々自己の屬する一黨一派に私僻して自己の本分を忘れ至高至明の大權を冒瀆し奉り國民全體を無視し議會の神聖を汚辱するものである。故に毎年の帝國議會は惡罵怒號亂闘亂擊の修羅場と化して社會に於ける醜惡なる慘狀を演ずるのである。是れ全く對立的國柄の產物たる政治を無上のもものと誤認し終に此の外に政治の運用なしと迷信し、絶對的神聖たるべき我が國の政治に濫用し、いふべからざる現狀に墮落せしめたのである。

之を要するに政黨は私黨であり黨議は密議であり私議である、決して國家の公

議にあらず彼等各黨對立して一勝一敗政權を獲る事のみ汲々として眼中、皇室なく國民なし、唯自己あるを知るのみ、自黨あるを知るのみ、そして彼等は唯西洋各國の例に倣ひて多數の議員を得れば内閣を組織し政權を把握すべきものとして居れども、それが誤認であり迷想である。西洋各國はいざ知らず我が國に於てはかゝる必要は更でない。内閣は天皇の御親任ある人々が天命に依りて組織し議會は之を監視すべきものである、議員に對しては天皇より「汝等能く協賛の任を盡くせ」と仰せられてある是れいはゆる内閣に對する監視役たるべきである、然るに彼等は「我が黨内閣」と號して政權を握り監視役たるべきものが専權者となりて行政部も、立法部も司法部も併せて蹂躪する政黨萬能の政治とし黨利黨慾の爲に國家全體を私し、其の名譽權勢位置利益等のすべてを壟斷せんとす、是れがどうして憲法の本意であらうか、又どうして議會の意義であらうか、憲法を利用して其の大なる私をなすは憲法の反逆者である。議會開設の意志に戻り議會を利用して其の私の爲すは議會の謀反者である。眞に憲法を體顯し議會を運用せんとすればまづ以て此の政黨といふ私黨を改善せしめねばならぬ。

近來之を排撃驅逐するの輿論が勃然として起れるは自然の趨勢であり、國士の起つべき機運といふべきである。

(今泉定助謹話 小谷文濟筆記)

以如女命 七日 庚辰 行 卯 戌。

終